



性的指向に関する世界地図

性的指向に関する法律は、国によって違う状況です。同性間の関係を犯罪とみなす法律がある国もあり、死刑や禁固刑などが適用される場合もあります。一方で、法による保護も広がっています。憲法によって法の下での平等が保証されている国、雇用の場などでの差別禁止法がある国、LGBTへの差別的言動がヘイトクライムと見なされる国もあります。2001年にオランダで同性間の婚姻が可能になり、2013年にはイギリス、フランス、2015年にアメリカ、2017年にドイツ、オーストラリア、2019年にはオーストリア、台湾でも同性間の婚姻が可能になりました。現在、G7で国レベルの同性パートナーへの法的保障がないのは日本のみとなっています。日本は、同性間の関係は犯罪ではありませんが、包括的な差別禁止法はなく、同性間では婚姻もできない国であり、国連人権理事会などから人権侵害であると指摘を受けている状況です。

犯罪化・迫害	パートナー関係の承認
<ul style="list-style-type: none"> 死刑 12カ国 禁固刑 10年～終身 . . . 28カ国 禁固刑 最大8年 または刑罰不確定 . . . 29カ国 事実上違法 14カ国 犯罪化・承認なし 	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻 29カ国 婚姻とほぼ同等の代替制度 . . . 33カ国

1つの国の中で半分以上の地域が平等な婚姻を認めている場合は、その国は濃い青色（婚姻）で表示されています。

(注1)パレスチナのガザ地区では成人同性間の性的行為が違法とされている
(注2)インドネシアではアチェ州や西スマトラ・南スマトラの一部地域において、成人同性間の性的行為が違法とされている
(注3)コスタリカでは2020年5月までに同性婚が成立予定
(注4)西サハラはILGAの調査で対象外

この地図は「性的指向に関連する世界の法律」ILGA World 2019を参考に、2020年1月までに同性婚が成立した国を加味して、虹色ダイバーシティで制作しました。ご協力いただいた皆さまに感謝します。
2020年1月時点 [制作]認定NPO法人 虹色ダイバーシティ